

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十七号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「新幹線鉄道等」を「条例第十一条の六第三項の新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）」に改める。
第十一条の二中「の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。